

介護コラム # 6

老人ホームのここが知りたい ～入居に必要な身元引受人・連帯保証人～

「仕事と介護の両立支援」の一環で、今年度より年6回コラム形式の「仕事と介護の両立ガイド」を発信いたします。

突然の介護。介護はいつ始まるかわかりません。

介護で仕事を辞めないためには、いざというときに備えて、介護が始まったらどこに相談するか、まず何をしたらよいのかといった事前の知識が必要です。

定期的に情報提供を行い、仕事と介護の両立に向けたきっかけづくりをしていきます。

今回のテーマは、「老人ホームのここが知りたい(入居に必要な身元引受人・連帯保証人)」です。老人ホームへ入居する際にほとんどの場合、身元引受人・連帯保証人を立てることが必要になります。兄弟姉妹・家族で役割を分担することも多いようです。

まずはきっかけづくりとして次ページをご覧ください。

【お問い合わせ先】日野自動車福祉共済基金 042-586-5236（内線 81-5236）

fukushikyosai@hfkk.hino.co.jp

仕事と介護の 両立ガイド

介護でいちばん大切なことは、
「仕事を続ける」ことです。
あらかじめの知識や工夫と行動で、
「仕事と介護」は両立できます。

老人ホームのここが知りたい

入居に必要な身元引受人・連帯保証人とは

親族が引き受けることが多い

老人ホームへ入居するにはほとんどの場合、連帯保証人・身元引受人を立てることが必要になります。連帯保証人は、月額利用料などを入居者本人が支払うことができなくなった場合、代わりに支払う義務を負います。身元引受人の役割は、以下の3つです。

- ① 入居者本人が病気やケガをしたなど緊急事態の連絡窓口になり、医療機関への入院手続きなどをする。
- ② 居者本人の判断能力が低下してきた際には、本人の立場に立ってホーム側と話し合い、意思決定を行うこともある。
- ③ 契約解除や入居者本人が亡くなった場合、身柄引取りや遺留品の整理・引き取りを行う。



こうしてみると身元引受人の役割や責任は決して軽いものではありません。さらに亡くなったあと葬儀やお墓、相続などもあり、高齢の配偶者ではなく現役世代の子どもなど親族が引き受けることが望まれます。遠方に住む長男が連帯保証人になり、近隣に住む長女が身元引受人になるなど、兄弟姉妹・家族で役割を分担することも多いようです。

子どもたちで親のホーム暮らしを支えられればよいのですが、近年の少子化や未婚率の上昇などで独身や子どものいない1人暮らしの高齢者が増加しています。そのため甥や姪にお願いする人も増えてきましたが、身近な親族がいないケースもあります。その場合、身元保証を請け負う社団法人やNPO、民間企業などもありますが、早めに地域包括支援センターなど公的な窓口にご相談するとよいでしょう。

親と一緒にエンディングノートを書こう


老人ホームから身元引受人に連絡が入るのは、病気やケガなどの緊急時だけではありません。要介護度が上がったり、認知症が進んだりした場合、食事内容や介護サービスの変更などこまやかなやりとりが必要になってきます。日頃から親の日常生活をサポートしてくれるスタッフとよりよい関係作りをしておく、介護の専門家ならではのアドバイスももらえますし、いざというときに連携がとりやすくなります。そのため、週1回、月1回など定期的にホームを訪問する家族も多く、「ホームに入居してからのほうが親と過ごす時間が増えて、親孝行ができる」という声もよく聞きます。親が安心して楽しく過ごせるホーム生活にするためにも、身元引受人である家族の役割は大きいもの。そのためには、親のことをよく理解していなければなりません。

親が元気なうちに身元引受人の役割を伝え、預貯金や保険、不動産などの資産、年金についてなど確認しましょう。看護や介護の希望も聞いておくと、いざというときの判断材料になります。しかし、親とはいえなかなか聞きづらい内容でもあります。そこで活用したいのが、エンディングノートです。エンディングノートとは、自分の終末期や死後に、家族が様々な判断や手続きを進める際に、必要な情報を書き残すためのノートです。お金のことだけでなく、親の好きな食べ物や趣味、親戚や友人関係のリストなど、楽しく書き込めるノートを選ぶとよいでしょう。親だけでなく子世代にも必要なエンディングノート、一緒に書き始めようと誘えば、親も抵抗なく受け入れてくれるでしょう。



仕事と介護の両立相談窓口

「私の場合はどうしたらいいの?」「職場の仲間が介護中。上司や同僚としてどんなアドバイスをすればいい?」など、個別の疑問や悩み、困りごとは「仕事介護の両立相談窓口」にご相談ください。

 **0120-344-455** 受付時間 月～土9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

 **Work-Care@benesse-senior-support.co.jp**